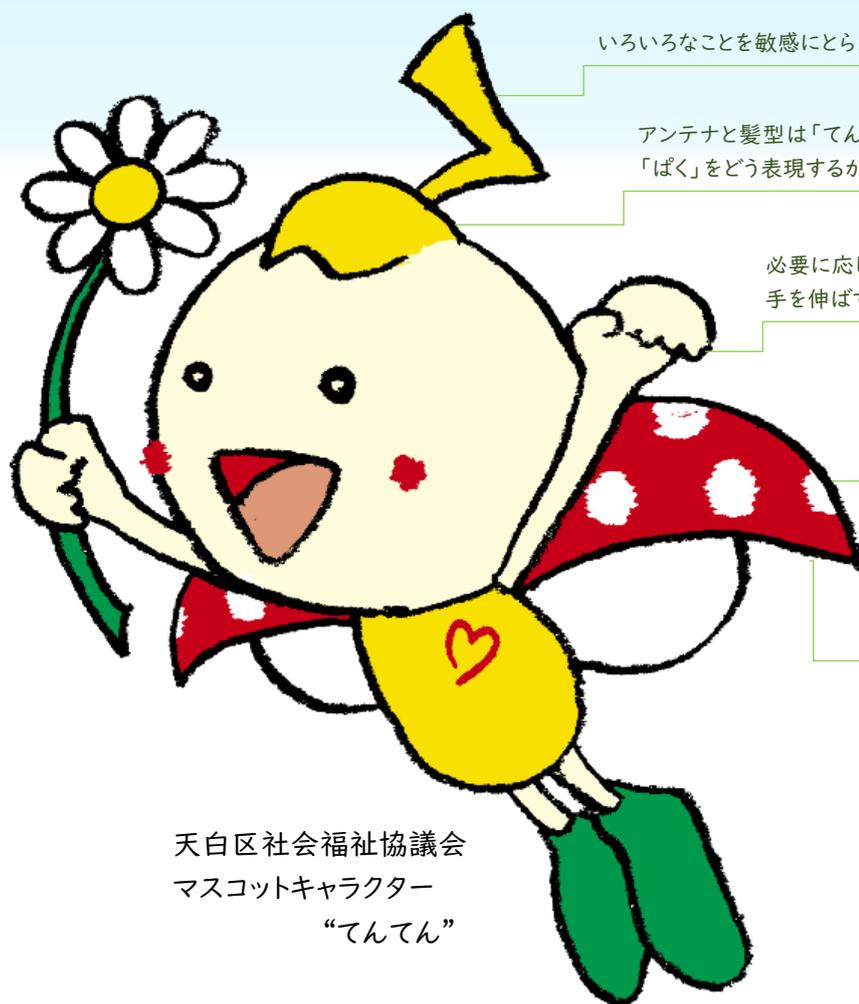


第5次天白区地域福祉活動計画

てんてんプラン 2024

「住みつづけたいまち天白」をめざして

令和6年度～令和10年度



いろいろなことを敏感にとらえるアンテナ

アンテナと髪型は「てん」の文字を意識している。
「ぱく」をどう表現するかが小さな悩みらしい

必要に応じて、
手を伸ばすことができる

点の模様は白色

天白区社協窓口のように
いつも開かれているはね

天白区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
“てんてん”

人と人との『つながり』で育てるセーフティネット

第5次天白区地域福祉活動計画策定作業委員会
社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会



ごあいさつ

名古屋市天白区社会福祉協議会においては、「住みつづけたいまち天白」を基本理念として、地域住民の参加や地域関係団体・支援関係機関等との連携・協働により、平成16年度の第1次天白区社会福祉協議会地域福祉活動計画から策定・推進を継続してきました。

第4次天白区地域福祉活動計画(平成31年度～令和5年度)では、個人を支える地域と福祉専門職との連携・協働・ネットワークづくりを進めること、さらに地域で暮らす人々がお互いに認めあい、支えあうためのボランティア活動を一層広げていくことを計画の大きな柱として、コロナ禍で多大な影響を受けながらも推進してきました。

また、第4次計画から計画名称を変更し、「社会福祉協議会」の文字をなくすことにより、天白区民をはじめ地域関係団体、支援関係機関等が連携・協働しながら主体的に取り組む計画であることを明確にしました。

しかし、この間も少子高齢化、人口減少社会の進行等、社会構造の変化によって、地域では「家族構成の変化」、「地域における人間関係の希薄化」、「福祉ニーズの多様化・複合化」、「公的制度・サービスによる支援の限界」等の課題が生じています。その結果、社会的孤立や生活困窮といった地域生活課題を抱える世帯の状況が複雑・多様化することも多くなっています。

また、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの地域生活課題はさらに深刻化するとともに潜在化しています。

このような地域生活課題に対応するべく、平成29年の改正社会福祉法では「地域における住民主体の課題解決力の強化・包括的な支援体制の整備」が盛り込まれ、さらに令和2年の法改正では包括的な支援体制構築のための「重層的支援体制整備事業」が創設されることとなり、「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉の推進が求められています。

天白区では、こうした社会構造の変化や地域福祉を取り巻く状況を踏まえて第5次天白区地域福祉活動計画の策定・推進にあたり、地域生活課題を抱えた世帯の状況に応じて地域住民と支援関係機関等が連携・協働して受け止め、支えあえることができる地域づくりを目指します。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました策定作業委員及び関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

今後は、地域住民をはじめ地域関係団体、支援関係機関等との連携・協働を図り、包括的な支援体制を構築し、地域生活課題の解決が一步でも進むよう努めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会
会長 山田 敬一



目 次

第1章 第5次計画の概要

1 計画策定の背景・目的	2
2 計画策定体制	3
3 計画策定の経過	4
4 計画期間	5
5 計画構成	5
6 第4次計画の取り組み内容と評価	6

第2章 基本目標と体系図

1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 推進イメージ	9
4 基本計画	10
5 体系図	12

第3章 実施項目

(1) ちょっとした困りごとを住民同士で解決する相談窓口を増やす	14
(2) 学区における生活支援活動の充実	16
(3) 多様な人々の存在に気づき、考える機会づくり	20
(4) ともに生きるための社会的障壁(バリア)をなくそう	22
(5) ボランティア活動のきっかけづくり	24
(6) 情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり	26
(7) 多様な支援機関による協議の場づくり	28
(8) 社会参加に向けたファーストステップ	30

第4章 第5次計画の推進

推進体制と進行管理・評価	32
--------------	----

第5章 第5次計画策定を振り返って

策定作業委員を代表して	33
策定作業委員会・ワーキンググループの検討風景	34

《 付 属 資 料 》

1 会議開催状況	36
2 用語説明	38
3 要綱	40
4 委員名簿	42



第1章 第5次計画の概要

1 計画策定の背景・目的

～地域住民と支援機関（専門職）との『つながり』で育てるセーフティネット～

名古屋市天白区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、地域福祉活動計画を第1次（平成16年度～平成20年度）、第2次（平成21年度～平成25年度）、第3次（平成26年度～平成30年度）、第4次（令和元年度～令和5年度）と策定し、20年間にわたり活動を推進してきました。

その間に、天白区の65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）が令和5年8月1日現在23.8%と今まで経験したことがない超高齢社会と言われる時代を迎えています。加えて、地域社会における近隣住民の関係希薄化や核家族化が進み、地域社会や家庭の様相は大きく様変わりしてきました。社会的な孤立や生活困窮、虐待やひきこもりなど、地域における生活課題は複雑化・複合化し、さらにコロナ禍が追い打ちをかけて生活課題がより潜在化しています。

そのような地域社会の状況において、改めて人と人とのつながりづくりが求められています。

国の地域共生社会実現における「新たなアプローチ」のイメージにおいては「人と人とのつながりそのものがセーフティネット」であるとしています。その一翼を担うのは、「つながり、支えあいによる地域住民の気にかけあ関係性」です。

もう一翼を担うのは、「専門職による伴走型支援」です。国は複合的課題を抱える世帯や制度の狭間に陥っている世帯、自ら相談に行く力がない世帯に支援が行き届くよう、社会福祉法を改正し、包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業を導入しました。

区域における多様な相談支援機関、そして小地域における支えあいの活動等を含めて連携・協働し、こうした困りごとを抱えた人たちを受け止め、支えあうことのできる仕組みづくりが求められています。

これらの状況を踏まえ、地域住民による気にかけあ関係性づくりと専門職による連携・協働を意識した包括的な支援体制がよりよく機能し、生活課題を抱えた人の相談を受け止められるよう第5次天白区地域福祉活動計画（以下「第5次計画」という。）を策定しました。

2 計画策定体制

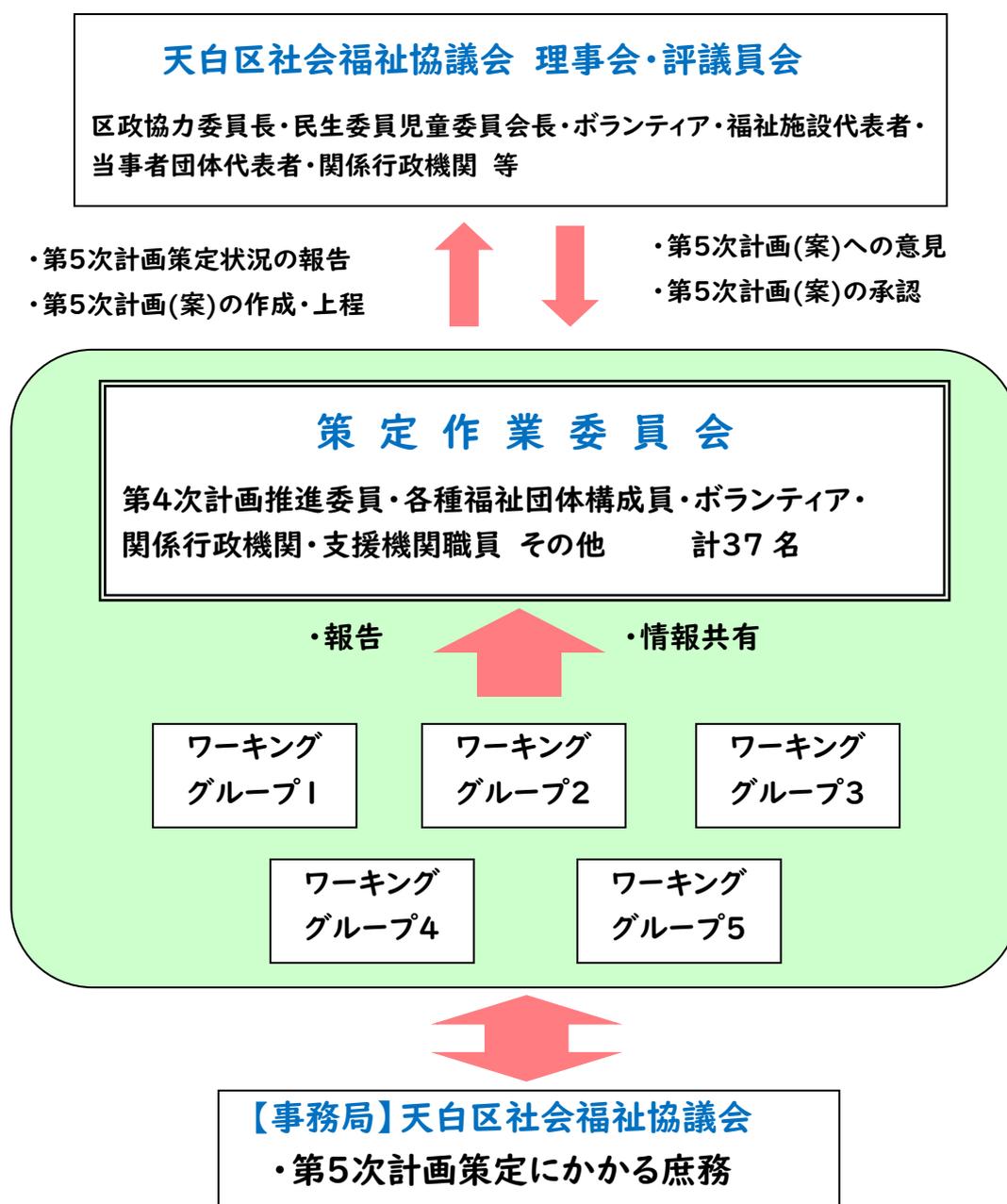
(1) 策定作業委員会

第5次計画の策定に関する事項を協議するため、37名の委員で構成する委員会を設置しました。

(2) ワーキンググループ (WG)

策定作業委員会の中に、協議するテーマごとにワーキンググループを設置しました。(ワーキンググループは、策定作業委員がテーマごとに分かれて構成)

《組織図》



3 計画策定の経過

(1) 策定作業委員会の設置と策定方針

平成31年度から取り組んできた第4次計画の計画期間最終年度である令和5年度に、第5次計画の策定に向けて策定作業委員会を設置し、第1回策定作業委員会（令和5年5月）を開催しました。そこで、第5次計画の策定方針として第4次計画の基本理念『住みつけたいまち天白をめざして』を継承し、「天白区民と天白区内の支援機関が主体的に取り組む地域福祉活動」を社協が支援する計画とすることとしました。

(2) ワーキンググループの設置・検討テーマ

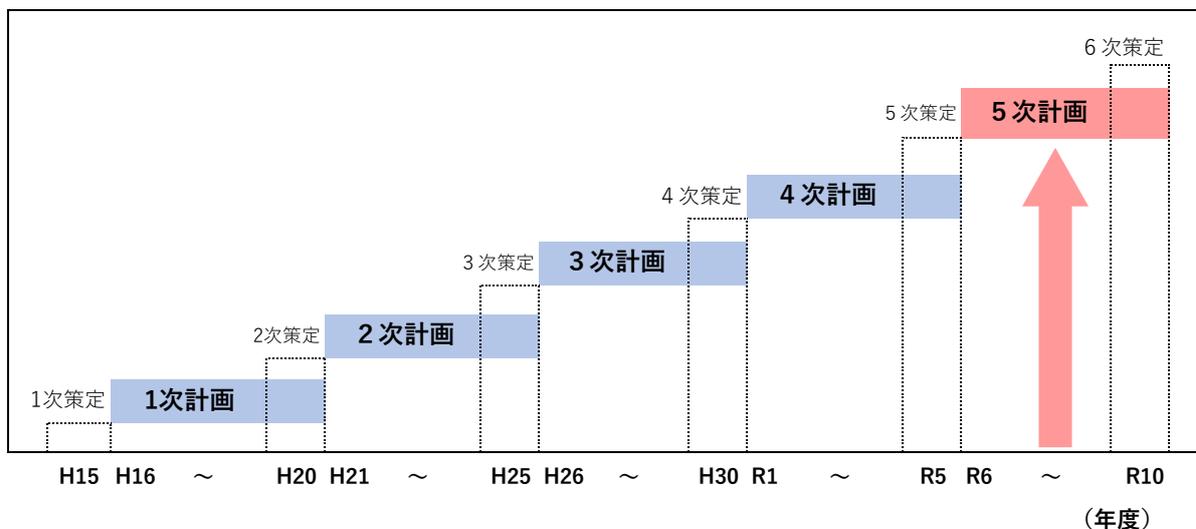
策定作業にあたっては、策定作業委員会のもとに5つのワーキンググループを設置し、8つの実施項目について検討しました。8つの実施項目のうち3つについては第4次計画の「ともいく部会」で推進してきたテーマを再編して継続項目としました。その他、2つの新規項目については「天白区地域包括ケア推進会議 生活支援部会」と「天白区障害介護連絡会」をワーキンググループとしても位置付け、その会議の中で検討しました。

第4次計画推進委員、地域団体構成員、ボランティア、支援機関の専門職員、行政機関職員など37名が委員となり、令和5年5月から令和5年10月まで、延べ15回の会議を重ねました。

ワーキンググループNo.	区分	実施項目	母体会議
ワーキンググループ1	新規	(1) ちょっとした困りごとを住民同士で解決する相談窓口を増やす	—
ワーキンググループ2	新規	(2) 学区における生活支援活動の充実	—
ワーキンググループ3	継続	(3) 多様な人々の存在に気づき、考える機会づくり	4次計画 「ともいく部会」 から継続
		(4) ともに生きるための社会的障壁（バリア）をなくそう	
		(5) ボランティア活動のきっかけづくり	
ワーキンググループ4	新規	(6) 情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり	天白区地域包括ケア推進会議 生活支援部会
ワーキンググループ5	新規	(7) 多様な支援機関による協議の場づくり	天白区障害介護連絡会
		(8) 社会参加に向けたファーストステップ	

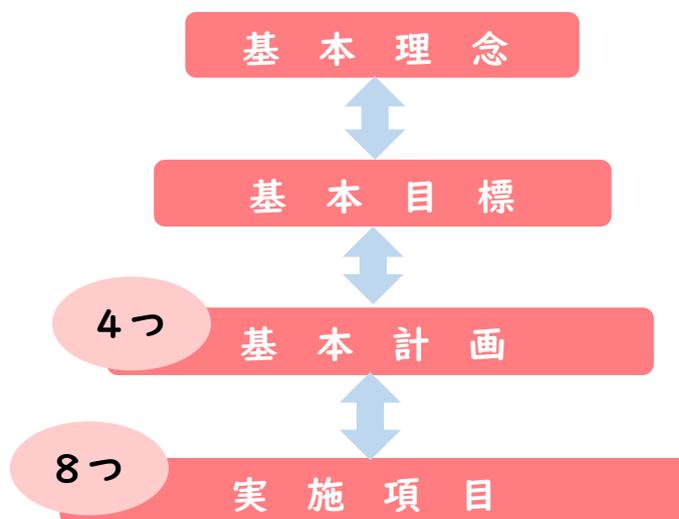
4 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5か年計画です。



5 計画構成

第5次計画は基本理念のもとに、基本目標を掲げ、4つの基本計画を立てました。そして基本計画を具体的に実現していくため、8つの実施項目を掲げています。詳細は、PI2~PI3の体系図を参照ください。



6 第4次計画の取り組み内容と評価 (令和元年度～令和4年度取り組み分)

A・・・概ね達成(80%以上)

基本目標	基本計画	実施項目	
I 地域福祉活動の充実と専門職とのネットワークづくり 小地域ごとに福祉ニーズをつかみ、つかんだニーズに対し住民や専門職との連携により解決をはかる仕組みをつくる	(1) 地域の福祉活動者と専門職のネットワークを拡充しよう	①地域福祉活動者と専門職等の顔の見える関係をつくる	学区ごとに福祉活動者と専門職等が顔をあわせ、お互いの活動内容を知り関係をつくる
	(2) 福祉課題の協議の場を充実させよう	②地域福祉課題について話し合う機会(協議の場)の充実	複雑化する地域福祉課題の課題解決に向けて、地域の福祉活動者と専門職等と一緒に協議する機会をつくるとともに、課題解決に向けた取り組みを支援
		③小地域ごとのニーズやつながり・潜在的ボランティアの可視化	ささえあいマップづくりを通じて、その地域にあるニーズや人間関係等を可視化するとともに、ボランティア活動につながる可能性の高い方の発掘および活動支援
	(3) 人と人のつながりの中で、その地域の福祉ニーズや個々の困りごとをキャッチしよう	④身近な地域に困りごとを「つぶやける場」を増やす	地域の中でつながりをつくり、気軽に困りごとをつぶやける環境を整えるために、情報交換会等を通じ理解を深める
		⑤地域共生社会をめざした意識啓発	地域福祉活動者を中心に、地域でのつながりについて意識を高められるような企画を実施
II 福祉環境づくり ボランティア活動に気軽に参加できる環境を整えるとともに、地域で暮らす多様な人々がお互いに認めあえる(共に生きようとする気持ちを育む)環境をつくる	(4) 気軽にできることからボランティア活動を始められる環境をつくろう	⑥ボランティア活動の情報収集と発信	ボランティア活動に関わる情報を積極的に収集し、ボランティア募集・講座チラシ、情報紙を社会福祉協議会の窓口に見やすく設置するなど、気軽にタイムリーな情報を得られるような情報収集・発信の仕組みを検討
		⑦ボランティア活動を始めるきっかけづくり	ボランティア活動につなげられそうな趣味サークルや講座等で人が集まっている場所や機会をリサーチし、そのような場へ出向いてボランティア活動紹介パネルの展示やボランティア活動の情報提供、社会福祉協議会へのボランティア登録を案内
	(5) 共に生きようとする気持ちを育む環境をつくろう	⑧多様な人々を理解し思いやる意識づくり	共に学びあい認めあい、共に育つ＝共育(ともいく)の心の広がりをめざし、多様な人々が出会い、楽しみながら交流できる機会を企画実施
		⑨誰もが行きたくなくなる店舗の増加につながる支援	誰もが行きたくなくなる店舗の増加につながることをめざし、高齢者、障がい者、子ども連れの方などが、外出先でどのようなことに困り、どのような配慮があれば安心して過ごすことができるのかをリサーチして啓発

実施到達度評価の基準

B . . . 達成不十分 (40%以上80%未満)

C . . . 未達成 (40%未満)

令和元年度～令和4年度 取り組み内容	評価	今後の方向性	5次計画への 継続
<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民と専門職等の顔合わせの機会として、いきいき支援センターを中心に小地域ケア会議を小学校区を単位に全学区で実施 ●住民と福祉施設や介護事業所、銀行などの職員がお互いの話や地域について情報交換を行い、顔の見える関係づくりを行った 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●この取組でつながった福祉活動者と専門職等のつながりを今後活かしていく 	通常業務の中で推進
<ul style="list-style-type: none"> ●天白学区において3年間の福祉プランを策定 ●広報部会、つながり部会、サロン部会の3部会で活動 ●コロナの影響で計画はほとんど中止になったが、いきいき支援センターの協力も得て「つながり部会」の提案から「孤独死STOP」運動につながった 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●学区の中で各種団体が話し合える機会を作っていくとともに、事業実施の中で関係づくりを深める ●事業実施内容に応じて、専門機関と連携できるように努める 	通常業務の中で推進
<ul style="list-style-type: none"> ●平針南、高坂学区の2学区で地域支えあいマップの更新作業を実施 ●コロナの影響もあり、啓発・作成エリアを拡げることができなかった 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も学区支援の中で、要援護者の見守り等の有効な手段の1つとして支えあいマップづくりを推進していく 	通常業務の中で推進
<ul style="list-style-type: none"> ●つぶやける場の調査を実施し、適当と思われる場所を抽出 ●コロナの影響もあり、その後の情報交換や具体的な活動支援には至らず 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●サロン活動や地域支えあい事業の相談窓口等で、地域の中で気軽に困りごとを相談できる箇所の拡充を目指す 	通常業務の中で推進
<ul style="list-style-type: none"> ●推進協会長連絡会で地域共生社会に関する講話を聴き、その重要性について理解を深めた ●推進協構成員対象として「いきがい助け合いサミット」オンライン研修の実施 ●寄付文化の醸成について検討 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動の根幹にかかわるテーマであるため、様々な機会をとらえて啓発していく 	継続して5次計画で取り組む
<ul style="list-style-type: none"> ●社協に寄せられるボランティア情報を窓口や掲示板を活用してわかりやすく掲示 ●ボランティアニーズを集約・掲示板で公表 ●区内活動中のボランティアグループ等の情報をPRするための基礎資料を作成し毎年更新 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も「天白ボランティア情報」の更新、「ちょっとしたことからできるボランティア活動」の継続配布 ●上記情報の有効活用方法の検討 	⑥と⑦を統一して、ボランティア活動のすそ野を広げるような取り組みを、5次計画で継続
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動紹介パネルの展示やボランティア相談・情報提供を行う「出張ボランティア展」を各種イベントで実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの元気フェスタ ・シネマでみるふくし ・にんじんcafé作品展 </div> <p>*コロナでイベントの中止あり</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も継続してイベントでの出張ボランティア展を継続実施 ●参加イベントを増やすとともに、効果的なPR方法を検討 	継続して5次計画で継続
<ul style="list-style-type: none"> ●ポッチャによる交流会を実施し、楽しみながら交流できる機会づくりを実施 <p>*令和2年度はコロナで開催中止</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●2年連続で実施した内容を評価・振り返り同じ内容でしばらく継続するのか、主旨は変わらないがアプローチ方法を変えるか検討 	継続して5次計画で取り組む
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者、子ども連れの方などを対象に、「外出先の店舗での困りごと等に関するアンケート」調査を実施 ●調査結果をまとめた「みんなが困った!助かった!外出先での経験談をもとに私たちができることを考えましょう!」を作成。区内店舗や官公署に配布 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供した結果、どのように活用されているか聞き取り調査等により把握し、その結果を受け今後の活用方法や方向性について検討 	継続して5次計画で取り組む

第2章 基本目標と体系図

1 基本理念

「住みつづけたいまち天白」をめざして

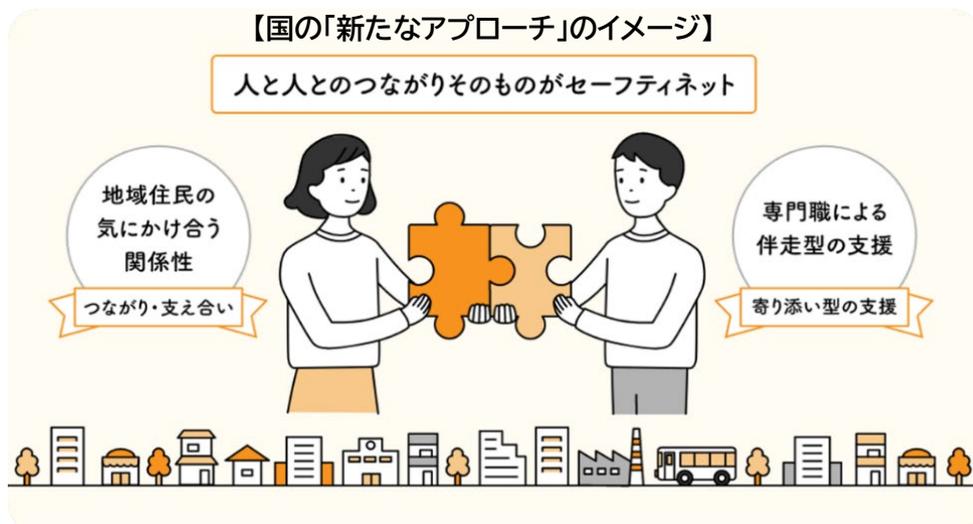
住みつづけたと思えるまちに住むことは、誰もが共通の願いではないでしょうか。天白区の地域福祉活動計画は、第1次から継続してこの普遍的な理念を掲げており、第5次計画においても踏襲しています。誰もが願う「住みつづけたいまち天白」という理念には、多くの方に自分のこととして福祉に関わってもらえるようにという想いを込めています。

2 基本目標

第5次計画では、地域社会や家庭における「人と人とのつながりの変化」に伴い、多様化、複雑化する生活課題に対応するための取り組みや仕組みづくりを決定しました。その計画を系統立てて実現していくために、基本目標と4つの基本計画、8つの実施項目にまとめました。

困りごとを抱えた人を地域住民と相談支援機関が連携・協働して受け止め、支えあえる地域づくり

第5次計画は、多様で複合的な生活課題を抱えた区民や世帯に対して、その生きづらさや生活課題の深刻度に応じて、地域に関わる様々な住民・団体と支援機関の専門職が連携・協働し、困りごとを抱えた人たちを受け止め支えあえる仕組みづくりを目指します。「地域の中の人と人とのつながり」、「地域住民と専門職のつながり」、「専門職同士のつながり」この『3つのつながり』をより強くすることで、地域の中にセーフティネットを育てていきます。



3 推進イメージ



「つながり」で育てるセーフティネット



多様性の尊重、他者への理解や思いやり

4 基本計画

1 学区における、ちょっとした生活の困りごとを住民同士で解決する仕組みの拡充

高い場所や重い物の移動などのちょっとした生活の困りごとについて、以前は制度の利用をするまでもなく、ご近所同士の助けあいでも解決できていました。

現状は地域の中での人間関係が希薄化しており、ちょっとした困りごとを頼める間柄の住民が少なく、表面化せず蓄積し「不便さ」や「生きづらさ」を抱えたままの生活を余儀なくされるケースが増えています。そこで気軽に「ちょっと助けて」と相談できる窓口がある学区を増やし生活支援の充実を図ります。

また、既に相談窓口がある実施学区においては、現状の課題や問題について取り組み活動を活性化させていきます。将来的には、心配な地域住民と専門職とのつなぎや見守り活動など学区の課題解決能力の向上を目指します。

2 人々の多様性を尊重し、思いやりの行動がとれる地域・人づくり 【第4次計画「ともいく部会」からの継続】

「自分と立場の異なる人のことを理解し、相手のことを認め、思いやる」そんな「共に育つ=共育(ともいく)」の心の広がりを目指し、多様な人々が楽しく交流する機会を企画するとともに、配慮を必要としている住民の社会生活上の困難さについて「気づき」、すべての人々が障壁(バリア)を感じず日常生活が送れる天白区を目指して啓発活動に取り組みます。

地域福祉活動の担い手不足の問題は、高年齢化や後継者不足などを原因として慢性化しています。そこで区内のボランティア情報を積極的に情報収集・発信するなどボランティア活動を始めるきっかけづくりに取り組み、ボランティア活動に関わってもらえる区民の裾野を広げます。

上記の活動は第4次計画でも取り組んできましたが、第5次計画でも継続して取り組み、地域福祉活動を推進するための風土づくりを進めます。

3 情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり

【天白区地域包括ケア推進会議 生活支援部会で検討】

社会の流れで ICT を活用した情報収集・発信が主流となりつつあります。その一方で生活支援等の利用を必要としている高齢者の中には、ICTを活用した情報取得に困難を感じたり、あきらめたりして情報弱者となり、必要な支援につながっていない人がいます。

今後ますます情報収集・発信がICTを活用したものになることが想定されます。それを踏まえて、ICTを活用するメリットを活かしつつ、そこからこぼれ落ちる情報弱者へ必要な福祉情報をどう届けるかについて、試行的に支援策に取り組み評価することで、有効な仕組みづくりを検討します。

4 複合的な生活課題を抱えた住民に対する多様な支援機関の連携強化と社会参加の促進

【天白区障害介護連絡会で検討】

深刻な生活課題を抱えている世帯や制度の狭間に陥っている世帯、自ら相談に行く力がない世帯等への支援は、「支援機関専門職の伴走型支援」が必要になります。それに加えて子ども・高齢者・障がい者・生活困窮といった生活課題が複合的に絡み合った世帯になると、従来の福祉分野別の1つの支援機関だけの関わりでは問題解決が困難なケースも多く、複数の関係支援機関の連携と協働が必要になります。

そこで区内の多様な支援機関が協議体をつくり、支援困難な個別ケースについて関係支援機関が集まり情報共有するとともに、適切な支援方法の検討を行います。

また、個別ケースの支援から地域課題の抽出についても検討するとともに、学区の特性に応じた小地域福祉活動と連携、協働の可能性についても検討します。

その他、ひきこもりなどにより長期間社会との接点を持っていない方に対し、自宅以外の安心できる居場所をつくり、「つながれる、つながりたくなる、つながりなおせる」場や機会を提供します。その場所や機会は、学ぶ場、働く場、社会に貢献する場に参加する前段階として自宅からの第1歩となることを目指します。

5 第5次天白区地域福祉活動計画 体系図

基本理念： 住みつづけたいまち天白をめざして

【基本目標】

連携・協働して受けた人を地域住民と相談支援機構が
困りごとを抱えた人を地域住民と相談支援機構が
困りごとを抱えた人を地域住民と相談支援機構が
困りごとを抱えた人を地域住民と相談支援機構が
困りごとを抱えた人を地域住民と相談支援機構が

【基本計画】

1 学区における、ちょっとした生活の困りごとを住民同士で解決する仕組みの拡充

2 人々の多様性を尊重し、思いやりの行動がとれる地域・人づくり

3 情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり

4 複合的な生活課題を抱えた住民に対する多様な支援機関の連携強化と社会参加の促進

～人と人との『つながり』で育てるセーフティネット～

【実施項目】

(1) ちょっとした困りごとを住民同士で解決する相談窓口を増やす

地域に身近な相談窓口を増やし、住民相談員を配置することにより「ちょっとした生活の困りごと」を地域の中で解決する仕組みづくりを進めます。

(2) 学区における生活支援活動の充実

ニーズの掘り起こし方法や、担い手の確保と関係強化など、学区における相談窓口の機能を充実し生活支援活動を推進します。

(3) 多様な人々の存在に気づき、考える機会づくり

ポッチャを通して、障がい者等の「多様な当事者と交流・出会い」をテーマに他者を受け入れ「ともに生きる」ための風土づくりを進めます。

(4) とともに生きるための社会的障壁（バリア）をなくそう

配慮を必要としている住民が、社会参加や日常生活を送る上で障壁（バリア）となることについて、「理解者を増やす啓発活動」や「気づきを促す調査活動」を通じて福祉環境を整えていきます。

(5) ボランティア活動のきっかけづくり

ボランティア活動に関わる情報収集・発信に加え、イベントに参加してのボランティア相談を行い、活動に関わってもらえるきっかけづくりに取り組むとともに、活動先の相談支援も併せて行います。

(6) 情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり

ICTを活用するメリットを活かしつつ、そこからこぼれ落ちる情報弱者へ必要な福祉情報をどう届けるかについて、試行的に支援策に取り組み評価することで、有効な仕組みづくりを検討します。

(7) 多様な支援機関による協議の場づくり

複合的な福祉課題を抱えている世帯を支援するため、多様な相談支援機関が個別世帯の支援方法や地域課題などについて協議できる場をつくります。

(8) 社会参加に向けたファーストステップ

複合的な課題を抱えた住民にとっての社会参加に向けての第1歩となるよう、「つながれる、つながりたくなる、つながりなおせる」場や機会の創出について検討し取り組みます。

第3章 実施項目

【基本計画1】 学区における、ちょっとした生活の困りごとを住民同士で解決する仕組みの拡充

実施項目 1

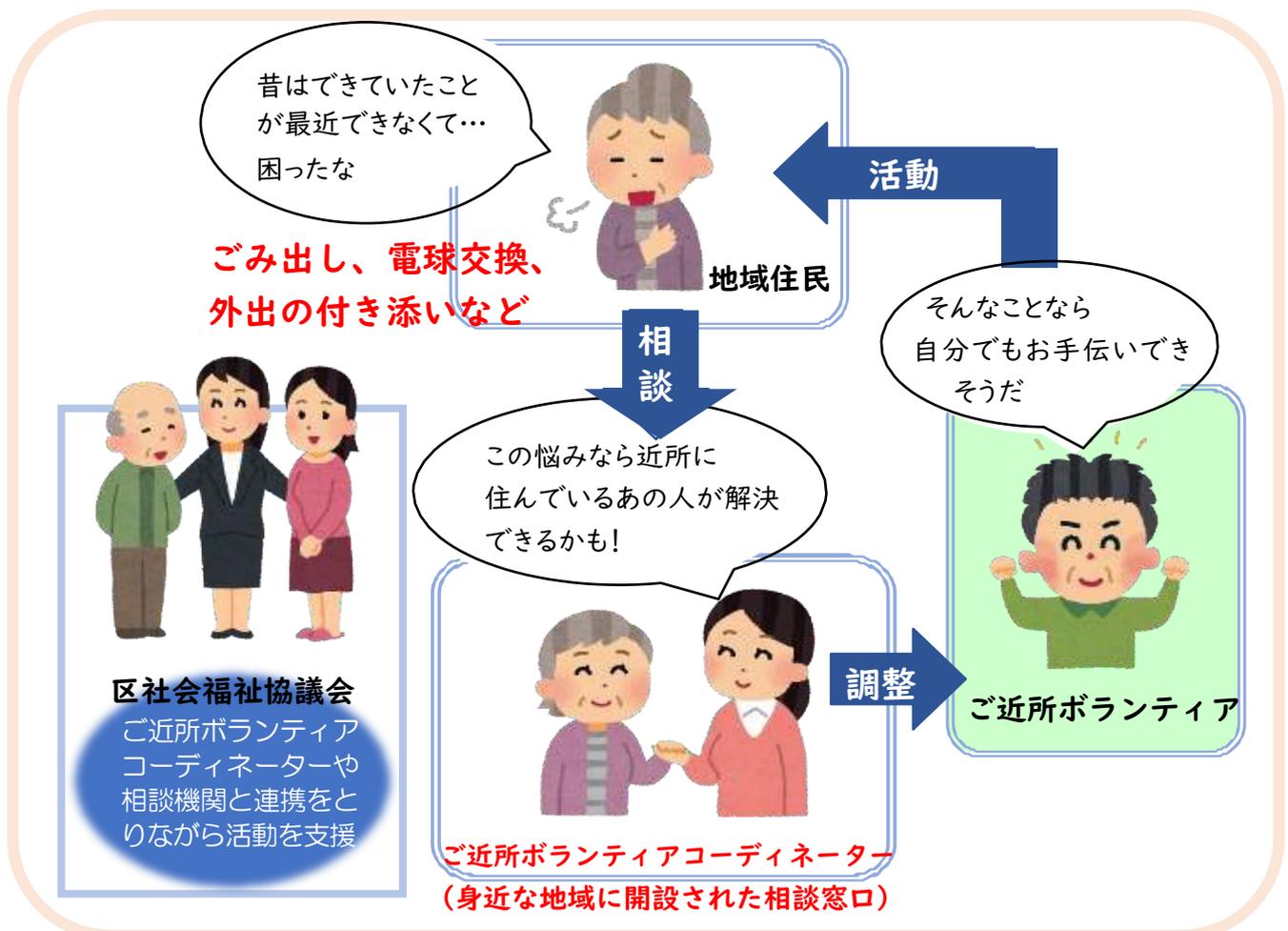
ちょっとした困りごとを住民同士で 解決する相談窓口を増やす

<p>現状と課題</p>	<p>地域での人と人とのつながりが希薄化して、ご近所で解決できていた「ちょっとした生活の困りごと」が人に頼みづらくなっている。今後、地域のつながりはより薄らいでいくことが想定され、制度で対応できないちょっとした生活課題が表面化せず蓄積することで、「不便さ」や「生きづらさ」を抱えたままの生活を余儀なくされるケースが増えることが懸念される。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>これまで以上の超高齢社会に備えるためにも、学区ごとに現状の人間関係に合わせた、住民同士で支えあう仕組みづくりを行う。気軽に地域の中に相談できる窓口を設置し住民同士で無理なく助けあえる運営を目指す。</p>
<p>5年後の 到達目標</p>	<p>現在、天白区内の7学区(全17学区)で実施されている「地域支えあい事業」について、5年間で3学区増やし10学区での事業実施を目指す。</p>
<p>具体的な 取り組み内容</p>	<p>①事業の周知と啓発（未実施学区への取り組みを推奨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未実施学区へ事業説明を実施し理解を深める。 ・広報紙等により事業自体の認知度を上げていく。 <p>②学区にあわせた事業モデルを提案し学区内の合意形成を図る（個別に事業実施に向けた働きかけ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区の実情に応じた相談窓口の設置場所、相談を受け付けてから対応までの流れなどを具体的に提案しながら、学区内の各種団体からの合意を取り付ける。 <p>③事業実施に至るまでの伴走支援（開設準備への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所ボランティアコーディネーターの人選、活動連絡会議の設置、ご近所ボランティアの募集、事業周知方法など事業開始に向けて段階ごとに社協職員(学区・事業担当)が伴走型支援を行い準備を進める。
<p>想定される ・主な担い手 ・連携先 ・社会資源</p>	<p>《想定される主な担い手》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政協力委員 ・民生委員児童委員 ・地域各種団体構成員 ・地域福祉推進協議会構成員 ・地域住民(ご近所ボランティア) <p>《想定される連携先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天白区東部・西部いきいき支援センター <p>《活用可能な社会資源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター ・団地等の集会所

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 事業の周知と啓発	未実施学区へ事業説明(推奨)	→			
	広報紙等により事業自体の認知度向上	→			
② 学区にあわせた事業モデルの提案・学区内の合意形成を支援	学区にあわせた事業モデルの提案	→			
	学区内の合意形成支援	→			
③ 事業実施に至るまでの伴走支援	①、②で意思決定した学区の具体的な準備支援	事業開始(1学区)	事業開始(1学区)	事業開始(1学区)	→

《事業内容のイメージ》



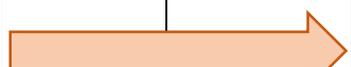
実施項目
2

学区における生活支援活動の充実

<p>現状と課題</p>	<p>地域支えあい事業実施学区において、生活支援活動依頼が減少、担い手が高齢化・固定化している。また、複合的な課題が増加し、学区では対応の難しいケースが存在する。ニーズの把握や掘り起こし、新しい担い手の確保、活動者が偏らないような取り組みが必要である。</p>
<p>事業目標</p>	<p>制度利用するまでに至らない「ちょっとした生活の困りごと」に対する相談窓口がある学区を対象として、学区住民同士で生活課題を解決する仕組みを地域の中に定着し充実させる。</p> <p>また、将来的には心配な地域住民と専門職とのつなぎや見守り活動など学区の課題解決能力の向上を目指し、安心感を与えられる地域を目指す。</p>
<p>5年後の 到達目標</p>	<p>① 生活支援の実依頼者数を令和4年度実績から50%増加を目指す。 (令和4年度実依頼者数 116人)</p> <p>② 生活支援を担っていただくボランティアの実活動者数を令和4年度実績から50%増加を目指す。(令和4年度実活動者数 98人)</p> <p>③ 担い手の定期的な交流会や勉強会を定着させる。 スマートフォンを活用して活動依頼調整やボランティア間の連絡調整等を充実させる。</p>
<p>具体的な 取り組み内容</p>	<p>①生活支援活動依頼の増加に向けたニーズの掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の訪問活動時、チラシ等により活用を呼びかける。 ・学区行事(推進協サロン、給食会、敬老会等)実施時に困りごとの把握、相談窓口を周知する。 ・啓発グッズを活用する。 ・活動に結び付かなかったケースを把握し、分析する。 <p>②担い手の確保や登録ボランティア全体で取り組む体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上、定期的にボランティア募集を行う。 ・エリア単位で活動を行うなど、各学区の実情に合わせ活動者に偏りが出にくい仕組みづくりに取り組む。 ・既存のサービスに加え、新たな生活支援活動を検討する。 <p>③ご近所ボランティアコーディネーターとボランティアの関係強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所ボランティアコーディネーターやご近所ボランティアに向けた交流会や学習会等を実施する。 ・ICTを活用してボランティアコーディネーターとボランティアの連絡調整や情報共有を容易にし、活性化できるような仕組みを検討する。

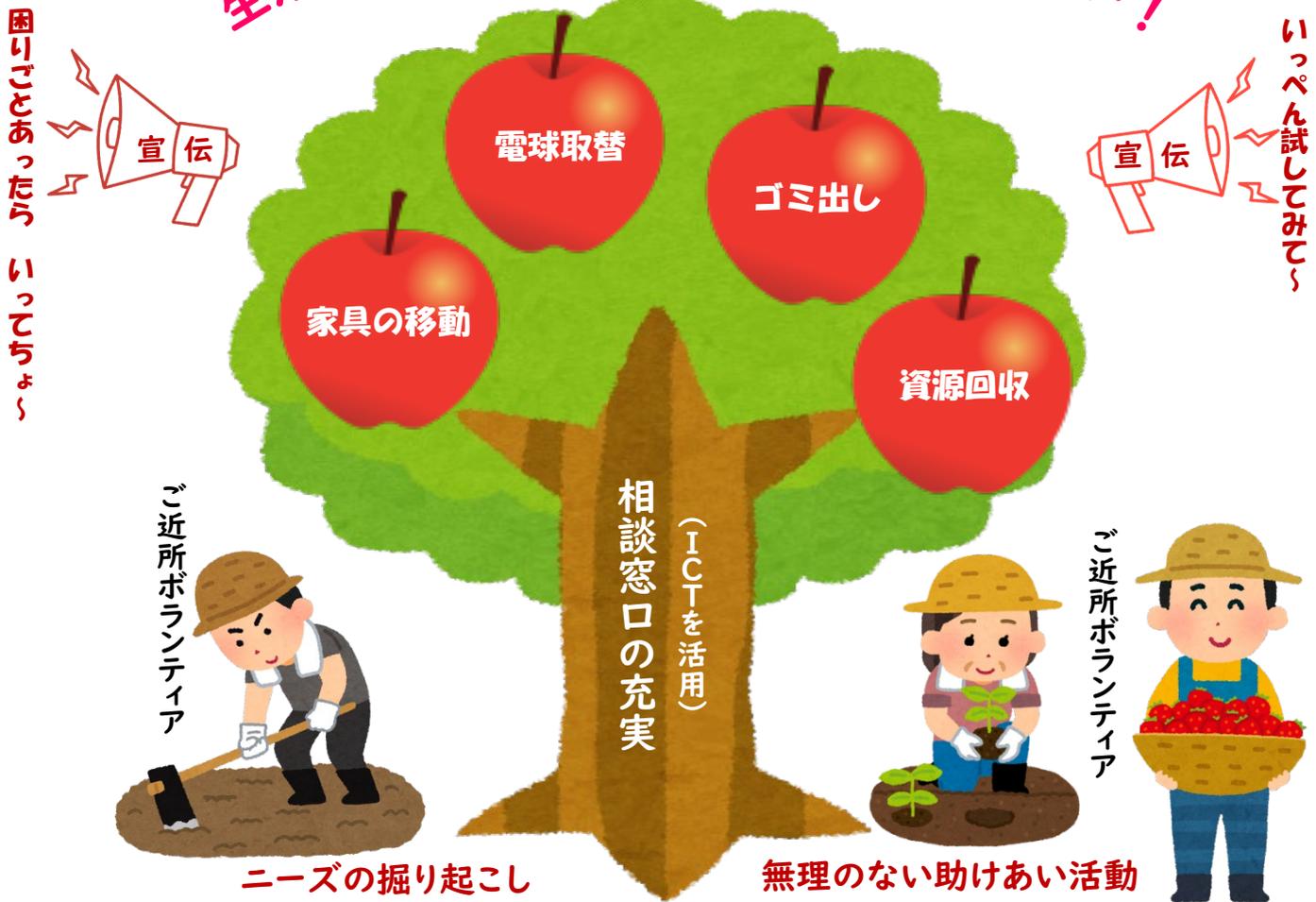
想定される ・主な担い手 ・連携先 ・社会資源	《想定される主な担い手》 ・区政協力委員 ・地域福祉推進協議会構成員 ・ご近所ボランティアコーディネーター	・民生委員児童委員 ・各種地域団体構成員 ・ご近所ボランティア
	《想定される連携先》 ・ご近所ボランティアコーディネーター ・天白区東部・西部いきいき支援センター	・ご近所ボランティア ・介護、障がい等事業所
	《活用可能な社会資源》 ・コミュニティセンター	・団地等の集会所

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①生活支援活動依頼の増加に向けたニーズの掘り起こし	民生訪問活動や学区行事の際の事業(窓口)周知				
	新たな啓発グッズの検討・作成	啓発グッズを活用			
	活動に結び付かなかったケースの記録	ケース内容を分析、対応方法等の検討・改善			
②担い手の確保や登録ボランティア全体で取り組む体制づくり	ご近所ボランティア募集				
		各学区でのエリア単位の把握・設定、登録ボランティアの整理	エリア設定において、キーパーソンへの説明(随時)		設定したエリア単位で活動を行う体制づくり
	①を踏まえ、ニーズに合わせた新たな生活支援活動の検討	グループ化 試行的な事業実施	試行実施を評価して改良を加え本格実施		
③ご近所ボランティアコーディネーターとボランティアの関係強化	生活支援に関わるご近所ボランティアの学区単位の交流会について企画・提案	学区単位でのご近所ボランティア交流会の実施	ご近所ボラコーディネーター交流会		
	スマートフォン導入に向けた情報収集	具体的な活用に向けた検討		順次支えあい携帯として、スマートフォンの導入	

《推進イメージイラスト》

生活支援の実で地域をいっぱいになりたい！





実施項目

3

多様な人々の存在に気づき、考える機会づくり

<p>現状と課題</p>	<p>日常生活の中で、障がい者をはじめ社会的に少数で生きづらさを抱えている方々と交流する機会は非常に少なく、一部の住民に限られている。そのことは地域社会での人間関係の希薄さもあいまって、住民の理解不足により少数派を地域から排除しようとする危険性すらはらんでいる。そのため、人と人との交流の中でお互いを理解し、認めあえる機会を増やしていくことが求められている。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>ポッチャを通して、障がい者等の「多様な当事者と交流・出会い」をテーマに他者を受け入れ「ともに生きる」ための風土をつくる。</p>
<p>5年後の 到達目標</p>	<p>ポッチャを通して、多様な人々が一緒に楽しく交流する中で、参加者に「自分と立場や状況の異なる人のことを理解し、相手のことを認め、思いやる」そんな「気づき」を持ってもらえるように企画・実施する。</p> <p>多様な当事者が参加しやすい企画・運営のノウハウを蓄積し、改良しながら定期的を開催することで、天白区における本取り組みに対する認知度を上げ、区民や専門職に関心を持ってもらい参加者を増やす。</p>
<p>具体的な 取り組み内容</p>	<p>① 多様な当事者とのつながりと交流を意識したポッチャを企画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象とする当事者にあわせた企画を検討・工夫して、多様な当事者が参加しやすい要素を組み込む。 ・参加対象としている当事者を意識して意図的に募集方法を工夫する。 ・当事者に応じた企画内容・運営のノウハウを蓄積しながら、より多くのつながりが持てるよう改良していく。 <p>② 他の施設や関係機関と連携・協働を模索し働きかける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場確保、企画・運営、用具貸出など様々な関わり方で、連携できる施設や関係機関がないかを検討し、働きかけ協働を目指す。 <p>③ ポッチャに関係する当事者（競技団体や競技者等）との連携・協働を模索し働きかける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師役や運営側として参加してもらえる、ポッチャに関係している当事者や団体を探し、一緒に企画運営を協働できる関係を目指す。

想定される	《想定される主な担い手》
	・第4次計画委員(ともいく部会委員) ・ボッチャ関係者 ・当事者・団体 ・地域住民(ボランティア)
	《想定される連携先》
	・天白生涯学習センター ・天白区東部・西部いきいき支援センター ・天白児童館 ・天白区役所 区政部地域力推進室 ・名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局 ・名古屋市障害者スポーツセンター
・社会資源	《活用可能な社会資源》
	・天白生涯学習センター ・天白児童館 ・天白スポーツセンター

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 多様な当事者の参加を得てボッチャ交流会の実施	対象とする当事者にあわせた企画⇒募集⇒実施	対象の検討と企画運営を改良して実施	→		
② 他の施設や関係機関との連携・協働を模索し働きかけ	会場、運営、用具貸出など有機的な連携・協働先を模索し働きかけ	連携・協働先と共催			
③ ボッチャに関係している当事者との連携・協働を模索し働きかけ	ボッチャに関係している当事者との連携・協働を模索し働きかけ	連携・協働先に企画から参加いただき共催			
					4年間の実績を評価・分析して、第6次計画での取り組みを検討



実施項目

4

ともに生きるための社会的障壁 (バリア) をなくそう

<p>現状と課題</p>	<p>社会的に配慮の必要な方への社会参加の促進が言われて久しい。ハード面では、社会参加を阻害する物理的な障壁(バリア)を除外(フリー)することが進んでいるが、まだまだ天白区において、すべての住民が障壁(バリア)を感じることなく、日常生活を送れているとは言えない。</p> <p>これは長い年月をかけて作り上げてきた社会が、障がいのある方や高齢者、外国の方などの多様な人々がいることを考慮せず、多数を占める人たちの事情に合わせてつくられた社会になっていることに起因し、ハード面の整備と同時に人の認識を変えていく必要がある。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>社会的に配慮の必要な方が、社会参加や日常生活を送る上で障壁(バリア)となることについて、「理解者を増やすための啓発活動」や「気づきを促す調査活動」を通じて、すべての天白区民が暮らしやすい福祉環境を整えていく。</p>
<p>5年後の到達目標</p>	<p>高齢者、障がい者、子ども連れの方の声を集めて作成した「みんなが困った!助かった!外出先での経験談をもとに私たちができることを考えてみましょう!」(第4次計画実施項目)を活用した啓発活動を行う。</p> <p>また、当事者ととともに官公署等を中心に訪問して施設利用するにあたっての障壁(バリア)について調査し、改善に向けての提案をしていく。</p> <p>以上2点の活動から、官公署や店舗側の配慮が必要な利用者への対応について、理解促進と環境整備を促しながら障壁(バリア)をなくしていく。</p>
<p>具体的な取り組み内容</p>	<p>①当事者の方とともに官公署等を中心に訪問調査を行い、改善点について提案し福祉環境の改善を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者とともに調査項目や調査方法について検討する。 ・モデル的に官公署から協力を得て実施する中で、ノウハウを蓄積してから将来的に民間の施設でも実施を目指す。 ・管理者への改善点の提言は、要求ではなく、あくまで相手の立場を尊重した提案とする。 ・既存のバリアフリーについてアドバイスをしている機関にノウハウを聞き取るなど、参考情報を集めると同時に連携についても検討する。 <p>②第4次計画で作成した啓発物について、内容をブラッシュアップして効果的な啓発に取り組む</p> <p>高齢者、障がい者、子ども連れの方の声を集めて作成した「みんなが困った!助かった!外出先での経験談をもとに私たちができることを考えてみましょう!」(第4次計画実施項目)について、配布先や活用方法に応じて掲載内容の焦点を絞り、より活用しやすくし啓発活動を行う。</p>

<p>想定される</p> <p>・ 主な担い手</p> <p>・ 連携先</p>	<p>《想定される主な担い手》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次計画委員(ともいく部会委員) ・ 当事者、団体 ・ 地域住民 <p>《想定される連携先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天白区東部・西部いきいき支援センター ・ 天白生涯学習センター ・ 天白区障害者基幹相談支援センター ・ 天白区役所はじめ区内官公署 ・ 名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局
--	---

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 当事者と訪問しての福祉環境調査	<p>当事者にも参加いただき、調査項目や調査方法について検討</p> <p>専門機関への聞き取りや情報収集</p>	<p>官公署等で試験的に調査を実施⇒提言</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>試験的調査についての振り返り</p>	<p>試験的調査の反省を踏まえ調査方法を改良</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>官公署等で実施</p>	<p>前年度調査を振り返り、調査方法や提案方法を改良</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>民間施設の協力先探し</p>	<p>4年間の実績を評価・分析して、第6次計画での取り組みを検討</p>
② 活用方法に合わせた啓発物のブラッシュアップと啓発活動	<p>啓発物を配布先にあわせて内容をブラッシュアップ</p> <p>(配布先の検討・掲載内容検討)</p>	<p>ブラッシュアップした啓発物を配布先に提案</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>配布先の意見も踏まえ、改良を加えとともに新たな配布先を開拓</p>	<p>前年度の啓発物の活用状況についての確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>さらに改良を加えとともに新たな配布先を開拓</p>	<p style="font-size: 2em;">→</p>	



実施項目

5

ボランティア活動のきっかけづくり

<p>現状と課題</p>	<p>ボランティアの不足が慢性化している。既存のボランティア団体も高齢化や新規加入者の減少、リーダーの世代交代などの多くの課題を抱えている。原因として、区内のボランティア活動を「知ってもらう」・「体験してもらう」機会が少ないことに加え、ボランティア活動に興味・関心がある間に、タイムリーな情報提供や活動紹介のマッチングが上手くいかず、活動に至らないこともあげられる。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>ボランティア活動について広く区民に知ってもらう機会をつくり、関心を持った方にタイムリーにボランティア活動情報の提供や活動紹介を行うことで、ボランティア活動に関わってもらえる区民の裾野を広げる。</p>
<p>5年後の 到達目標</p>	<p>ボランティアセンターへの相談件数を、令和4年度実績(237件)から20%増加を目指す。</p>
<p>具体的な 取り組み内容</p>	<p>①ボランティアの情報収集・発信の強化（第4次計画からの取り組みを強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア情報を窓口や掲示板、パネルを活用してわかりやすく掲示する。 ・天白区ボランティア情報冊子の情報について、毎年更新する。 ・ボランティア依頼について、社協掲示板にコーナーをつくりわかりやすく表示する。（ボランティア依頼について共通様式を使用） ・ボランティア依頼について、社協ホームページで閲覧できるようにする。 ・はじめてボランティア活動を始め方への小冊子を活用する。 ・ボランティア依頼内容を分析して、マッチングや情報収集・提供に活かす。 <p>②「出張ボランティア展」の実施（第4次計画からの取り組みを強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内のボランティア活動を紹介するとともに、興味を持たれた活動についてコーディネートする。 ・開催時に相談者に対して、その場で活動紹介できるようニーズを情報収集する。 ・すぐ活動することに不安がある相談者に対して、ボランティア講座情報を収集し提供できるようにする。 ・新しいボランティア活動の創出について検討する。
<p>想定される 活動イベント</p>	<p>・「天白区福社区民のつどい」 ・「みんなの元気フェスタ」</p>

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① ボランティアの情報収集・発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口掲示板等の有効活用 ・情報冊子の情報を更新 ・社協HPでニーズを掲載 ・小冊子の活用 ・ニーズの分析 	前年度の振り返りを踏まえ、改良して実施	→		
② 「出張ボランティア展」の実施	「出張ボランティア展」の実施 ・タイムリーな活動紹介 ・ボランティア講座情報提供	前年度の振り返りを踏まえ、改良して実施	→		



実施項目
6

情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり

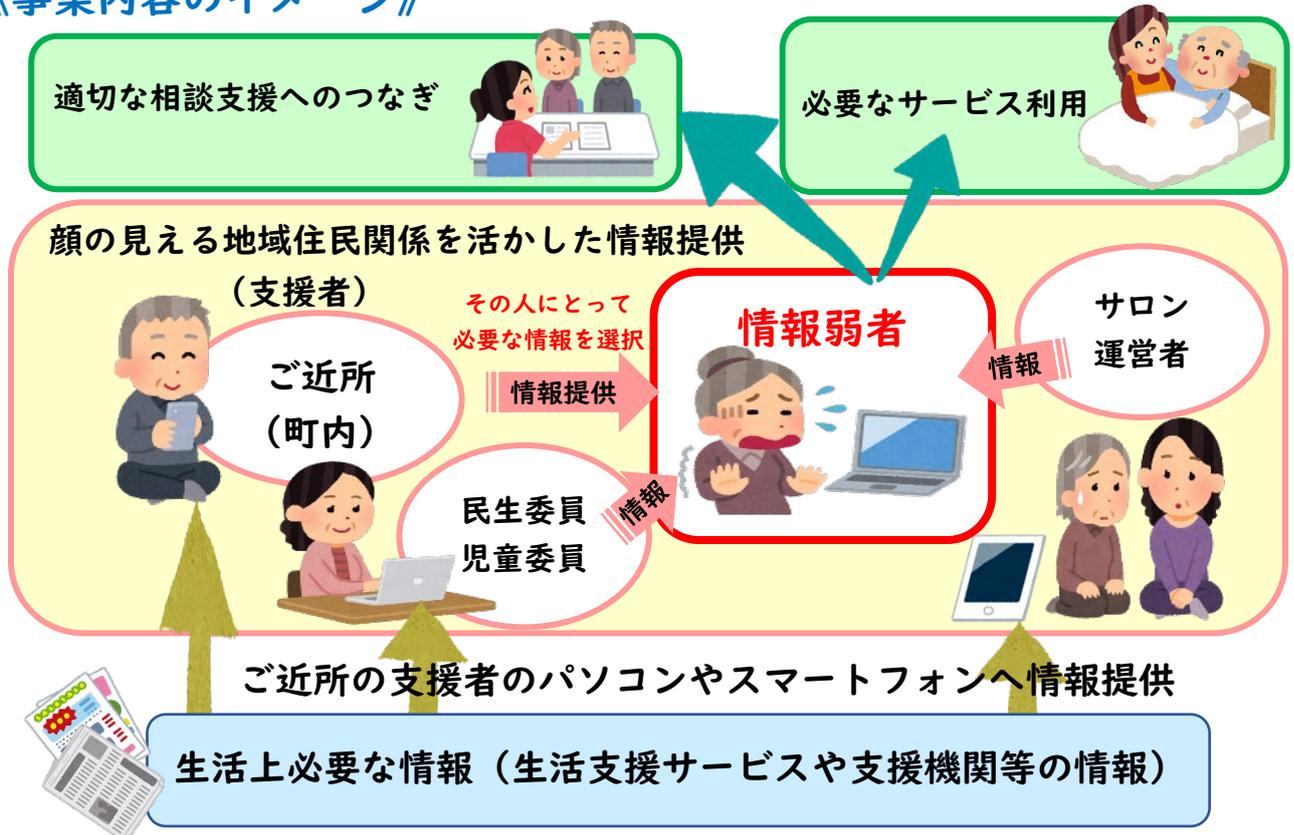
<p>現状と課題</p>	<p>ICT を活用した情報発信が発達してきている一方で、ICT を活用した情報取得に困難を感じることで情報弱者となり、必要な支援につなげていない人がいる。今後ますますICTを活用した情報発信が主になってくると、支援が必要な高齢者等に福祉サービス等の生活支援に関する情報が一層届きにくくなることが想定される。また、情報弱者の中には生活課題を抱えていても自覚がないケースや、自覚があっても相談することに対して消極的なケースも多く、単に情報収集するツール（パソコンやスマートフォン等）の環境を整えただけでは、必要なサービスや支援機関につなげていかない。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>ICTの活用が難しい情報弱者について、情報弱者と顔の見える関係がある地域住民（民生委員児童委員、地域福祉推進協議会構成員、サロン運営者など）を通じて、ICTを活用して生活に必要な福祉情報等を提供し、人と人とのつながりを活かして情報弱者に届けてもらう仕組みをつくることで、必要なサービス利用へとつなげる。</p>
<p>5年後の到達目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用する学区として3学区での取り組みを目指す。 ・訪問しての安否確認時の情報提供に加えて、サロン運営者やふれあい給食サービス、地域支えあい事業等の担い手からも参加者へ情報提供してもらえる仕組みを目指す。
<p>具体的な取り組み内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① モデル学区にあわせた情報伝達方法の検討と試行実施 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル学区を選定し、学区の実情にあわせたICTを活用しての情報伝達方法や実施体制について学区関係者と協議し、試行実施する。 ② 試行実施の取り組みを評価分析し本格実施 <ul style="list-style-type: none"> ・試行内容を評価分析し改良に取り組み本格実施する。またモデル学区以外の学区にも周知を図るとともに取り組みを働きかける。 ③ サロン等集合型のボランティア運営者にも情報伝達を働きかける <ul style="list-style-type: none"> ・学区を単位とした取り組みだけでなく、集合型のボランティア活動等の運営者からも参加者に情報提供いただけるように働きかける。

<p>想定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な担い手 ・連携先 ・社会資源 	<p>《想定される主な担い手》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政協力委員 ・民生委員児童委員 ・地域福祉推進協議会構成員 ・各種地域団体構成員 ・地域住民（サロン運営者、ご近所ボランティアコーディネーター、見守り活動者、キーパーソン等）
	<p>《想定される連携先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天白区東部・西部いきいき支援センター ・はち丸在宅支援センター ・天白区障害者基幹相談支援センター ・天白保健センター ・天白区役所
	<p>《活用可能な社会資源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部電力株式会社「きずなネットモバイル連絡網」

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① ② モデル学区での試行実施と本格実施	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル学区選出 ・学区にあわせた実施方法の検討 ・モデル実施（1学区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル実施内容を評価分析 ・本格実施（1学区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施学区の拡大に向けた検討・働きかけ ・実施学区の拡大（1学区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施学区の拡大に向けた検討・働きかけ ・実施学区の拡大（1学区） 	4年間の実績を評価・分析して、第6次計画での取り組みを検討
③ ボランティア運営者への情報伝達依頼		<ul style="list-style-type: none"> ・サロン等ボランティア運営者へ協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼先拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼先拡大 ・取り組み評価・分析 	

《事業内容のイメージ》



実施項目

7

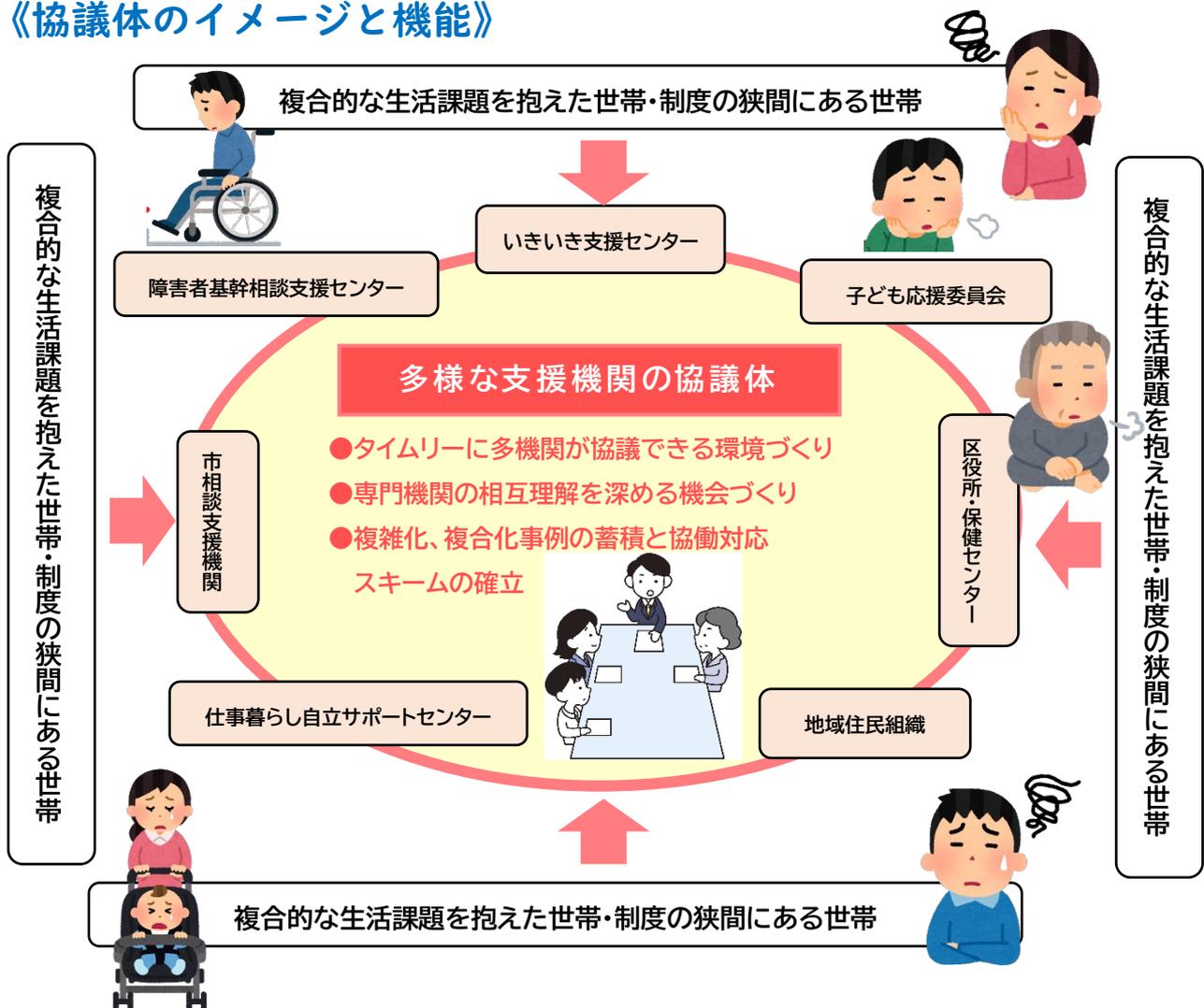
多様な支援機関による協議の場づくり

<p>現状と課題</p>	<p>現在の地域社会は、進行し続ける少子高齢化や低迷する経済、コロナ禍による生活様式の変容などの影響を大きく受けている。その中で、生活課題を抱えつつも相談する相手がなく、孤立する世帯の増加とともに、8050問題等の生活課題も複雑化、複合化し、一つの専門分野の制度や支援では対応できない事例も増加している。そうした事例においては、その多くが制度の狭間の問題を抱えており、必要な支援が届いていないことが多くある。そのような状況の打開のためには、多角的な視点をもった支援の在り方が求められる。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>複雑化、複合化したあらゆる事例に対応する協議の仕組みを構築し、運用する。</p>
<p>5年後の到達目標 《具体的な数値記入》</p>	<p>単独の相談支援機関では対応困難な事例に、複数の相談支援機関が協議し、対応する割合を80%以上とする。</p>
<p>具体的な取り組み内容</p>	<p>多様な支援機関が、個々の事例についてオンラインを含め、タイムリーに協議ができる環境をつくり、天白区における多機関協働の手法を確立する。また、個々の事例から地域課題を抽出し、小地域福祉活動との連携・協働を図る。</p>
<p>想定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な担い手 ・ 連携先 ・ 社会資源 	<p>《想定される主な担い手》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天白区社会福祉協議会（包括的相談支援チーム） ・ 天白区役所（包括的支援等推進担当主査） <p>《想定される主な連携先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天白区東部・西部いきいき支援センター ・ 天白区障害者基幹相談支援センター ・ 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山 ・ なごや子ども応援委員会天白ブロック ・ 天白区役所福祉課、民生子ども課 ・ 天白保健センター ・ 地域住民組織（地域福祉推進協議会、民生委員児童委員協議会、区政協力委員会 等） ・ 市域相談支援機関（児童相談所、市子ども・若者総合相談センター、市精神保健福祉センター、愛知県地域定着支援センター 等）

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① タイムリーに多機関が協議できる環境づくり	オンライン等を活用した協議の場の仕組みの検討	オンライン等を活用した協議の実施	→		
② 専門機関の相互理解を深める機会づくり	専門機関による学習会の在り方の検討	学習会の企画・開催	→		
③ 複雑化、複合化事例の蓄積と協働対応スキームの確立	事例対応と協働による対応手順の検証	協働による対応スキームの検討及び確立	協働による対応スキームを使った事例対応と蓄積	→	

《協議体のイメージと機能》



実施項目
8

社会参加に向けたファーストステップ

<p>現状と課題</p>	<p>地域社会において、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、解決が難しくなっている一因には社会的孤立が大きく影響していると言われている。</p> <p>現在、様々な生活課題を抱え地域から孤立している、ごみ屋敷化等で地域とトラブルになっている、外国人で地域とのコミュニケーションがとれないといった世帯が増え続ける中、人や社会とつながるための場所や機会をつくることは、孤立状態を抜け出すファーストステップに必要な要素となる。それには既存の交流や活動の場を活用することはもちろん、孤立する当事者自身のニーズに寄り添った交流や活動の場の創出も必要となる。</p>
<p>事業目標 《目指すこと》</p>	<p>「つながれる、つながりたくなる、つながりなおせる」場や機会を提供する。</p>
<p>5年後の到達目標 《具体的な数値記入》</p>	<p>常設の参加支援拠点の整備(1か所)を始め、既存の社会資源を活用した場所を2か所以上確保し、多様な参加支援プログラムを企画、実施する。</p>
<p>具体的な取り組み内容</p>	<p>相談支援機関や当事者団体、地域住民など多様な関係者により、当事者本人や家族のニーズを反映した参加支援プログラムを企画、実施するとともに、区内の社会資源を活用しながら、社会参加の機会を増やしていく。</p>
<p>想定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な担い手 ・ 連携先 ・ 社会資源 	<p>《想定される主な担い手》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天白区社会福祉協議会(包括的相談支援チーム) ・ 天白区参加支援プロジェクトチーム <p>《想定される主な連携先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天白区東部・西部いきいき支援センター ・ 天白区障害者基幹相談支援センター ・ 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山 ・ なごや子ども応援委員会天白ブロック ・ 天白区役所福祉課、民生子ども課、総務課、地域力推進室 ・ 天白保健センター <p>《活用可能な主な社会資源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の主体的活動 (地域支えあい事業住民相談窓口、ふれあいいきいきサロン等) ・ 区内公共施設・企業・商店 (福祉会館・児童館、住宅供給公社、商店街組合等) ・ NPO・ボランティアグループ

《実施スケジュール》

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 参加支援プロジェクトチームによる企画	参加支援プロジェクトチームの立ち上げと企画	参加支援プロジェクトチームによる企画	→		
② 常設拠点での参加支援プログラムの実施	常設拠点の開設、参加支援プログラムの実施	常設拠点での参加支援プログラムの実施	→		
③ 既存社会資源を活用した参加支援プログラムの実施	既存社会資源の調査、候補資源の抽出・調整（1か所目）	候補地の確定とプログラムの実施	既存社会資源の調査、候補資源の抽出・調整（2か所目）	候補地の確定とプログラムの実施	→

《参加支援プログラムの目指すサイクル》



第4章 第5次計画の推進

推進体制と進行管理・評価

(1) 第5次天白区地域福祉活動計画推進委員会の設置

各実施事業は年次計画に基づき進めていきますが、その進捗状況を確認する進行管理や事業内容の点検、成果の評価を行うため「第5次天白区地域福祉活動計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、年1回開催し推進上の課題がある場合はその検討を行い、必要に応じて計画の見直しを図ります。

また、計画実施の最終年度（令和10年度）に、第5次計画の取り組み全体を評価し、第6次地域福祉活動計画の策定へとつなげていきます。

推進委員会は、第5次計画の策定作業委員を中心に構成します。

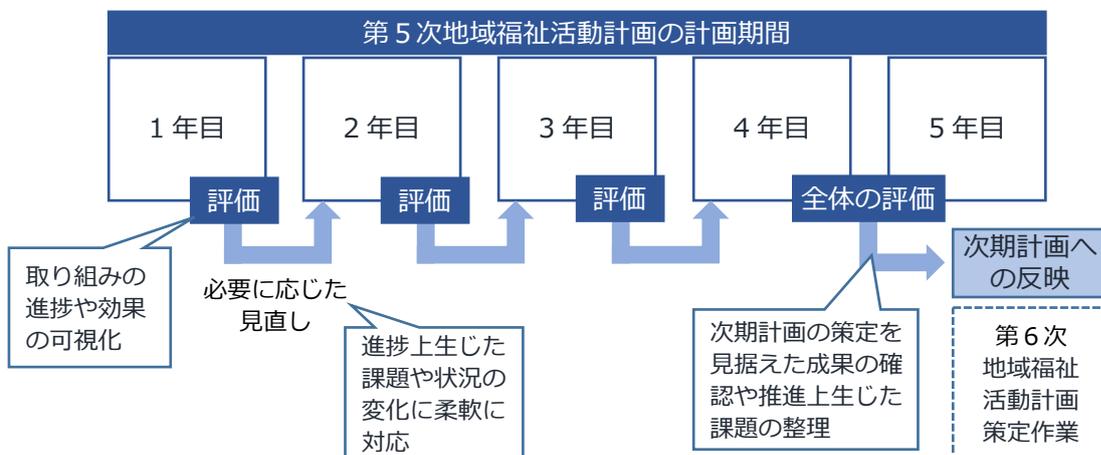
(2) 部会の設置

実施事業を進めるにあたって、特定のテーマを集中的に検討していくため必要に応じて部会（プロジェクトチーム）を設置します。

(3) 事務局体制

事務局である区社協では、各学区の状況にあわせて第5次計画の推進を支えるため、職員が学区担当制をとり地域支援に力を入れていきます。併せて各計画に事業担当者を置き、確実に実施事業が推進されるよう支援します。

【第5次地域福祉活動計画の進行管理のイメージ】



第5章 第5次計画策定を振り返って

策定作業委員を代表して

第5次天白区地域福祉活動計画策定作業委員会
委員長 近藤 由利 さん

- ・天白ハッピーボイス代表(音訳ボランティア)
- ・ボイス・ケイン天白代表(シーンボイスガイドボランティア)
- ・天白わかば(視覚障がい者ガイドヘルプボランティア)



第2次計画策定委員会から計画に関わるようになって早いもので15年たちます。順調に計画通り行えたことやなかなか思うようにいかなかったことなど様々なことがありました。その間、地域福祉活動計画もだんだん内容が変わり、より具体的なものになったり、他の活動に移行したりしました。第4次計画ではコロナに振り回され、できなかったことも多くあります。第5次計画では、第4次計画でやり残したことに加え、新しい福祉課題にも対応した実効性のある計画を目指して策定いたしました。

私は長年、視覚障がい関係のボランティアをやっています。ボランティアの希望者はある程度いるのですが、グループでの活動ではなく、個人としての活動が増えてきたと感じています。そのためコーディネートもグループ活動より調整数は増えるとともに、ボランティア個人の活動への想いも様々であるため調整内容も複雑になってきています。また、ボランティアへの依頼内容も様々で、すべての依頼に応じることは難しいです。そんな状況を踏まえると、町内や隣近所の地縁の中で協力し合える関係づくりが大切になってきます。第5次計画推進の中でその関係づくりが進み、「地縁」と「志縁」の両面で生きづらさを抱えている人を支えあえる地域にしていきたいです。

今年も災害が全国で起きています。災害はいつどこで起こるかわかりません。備えはもちろんのこと、発災直後の地域住民同士の救助活動、復旧期におけるボランティアの力は欠かせません。その活動効果は、地域における人と人との日常的な関係性により大きく違うと言われています。地域福祉活動計画を推進することで、人と人との「つながり」を育てていくことができれば、発災時にもその「つながり」はきっと活かされます。

私は、第5次計画推進を通して、できるだけ多くの天白区民に地元の地域福祉活動や社会福祉協議会について知ってもらいたいです。担い手不足が言われて久しいですが、まずは知ってもらうこと、そこから関心を持ってもらうことが住民参加への第1歩と考えるからです。私が子どものころから暮らしてきた天白区。住民同士の助けあい笑顔があふれる「住みつけたいまち天白」を目指して関わっていきたいと思っています。

策定作業委員会・ワーキンググループの検討風景

策定作業委員会



(WG1)「ちょっとした困りごとを住民同士で解決する相談窓口を増やす」



(WG2)「学区における生活支援活動の充実」



(WG3) 「人々の多様性を尊重し、思いやりの行動がとれる地域・人づくり」



(WG4) 「情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり」



(WG5) 「複合的な生活課題を抱えた住民に対する多様な支援機関の連携強化と社会参加の促進」



《 付 属 資 料 》

1 会議開催状況

[1] 策定作業委員会

回	日程	主な検討内容	出席者数
第1回	令和5年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選任 ・第4次計画の評価と今後の進め方 ・第4次計画の策定方針と策定スケジュール 	21名
第2回	令和5年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次計画(素案)について ・各ワーキンググループからの検討内容についての報告 ・第5次計画の推進について 	22名

[2] ワーキンググループ(WG)の開催状況

(WG1) 「ちょっとした困りごとを住民同士で解決する相談窓口を増やす」

回	日程	主な検討内容	出席者数
第1回	令和5年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ長の選任と今後のスケジュール ・地域支えあい事業の現状実績を共有 ・地域支えあい事業の評価できる点と問題点 	5名
第2回	令和5年 6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・自学区における相談窓口の必要性 ・地域支えあい事業を実施する際の障がいとなる点 ・取り組みイメージシートの活用と事業運営の重要ポイント 	5名
第3回	令和5年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・自学区で具体的に取り組む際の運営体制や事業内容を想定 ・冊子掲載内容について確認 ・計画初年度、次年度の具体的な取り組み 	5名

(WG2) 「学区における生活支援活動の充実」

回	日程	主な検討内容	出席者数
第1回	令和5年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支えあい事業実施学区の現状について ・依頼・ニーズにおける現状 ・担い手や活動内容等における現状 	4名
第2回	令和5年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・グループリーダーの検討 ・継続的な事業周知のための方法について検討 ・ニーズ・担い手の発掘について 	3名
第3回	令和5年 9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2回目のワーキングを踏まえた事業活性化策 ・各項目の評価について 	3名
第4回	令和5年 10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画冊子原稿(案)について協議、検討 ・自学区や区内での具体的な取り組み想定について 	4名

(WG3) 「人々の多様性を尊重し、思いやりの行動がとれる地域・人づくり」

回	日程	主な検討内容	出席者数
第1回	令和5年 8月30日	・ワーキンググループ3(ともいき部会)メンバーについて ・第4次計画の令和5年度実施計画について ・第5次計画内容について	5名
第2回	令和5年 9月27日	・第5次計画 実施項目の内容について ・第4次計画の推進について	5名
第3回	令和5年 10月26日	・第5次計画冊子 実施項目の掲載内容について ・第4次計画の推進について	3名

(WG4) 「情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり」

回	日程	主な検討内容	出席者数
第1回	令和5年 5月18日	・第5次計画策定についての概要説明 ・情報を届けるしくみづくり 「支援が必要な高齢者の身近な人へ情報を届けるしくみ」について	10名
第2回	令和5年 10月26日	・情報を届けるしくみづくり ・きずなネットモバイル連絡網について ・WG実施項目の協議・確定	13名

(WG5) 「複合的な生活課題を抱えた住民に対する多様な支援機関の連携強化と社会参加の促進」

回	日程	主な検討内容	出席者数
第1回	令和5年 4月18日	・第5次計画策定についての概要説明 ・策定体制・スケジュールについて ・計画推進のイメージ、議論のポイントについて	9名
第2回	令和5年 7月18日	・実施項目の協議 ・実施項目策定のポイントについて ・実施項目策定にかかるアンケートについて	8名
第3回	令和5年 10月23日	・計画冊子掲載内容の確認 ・多様な支援機関による協働の場づくりについて ・社会参加に向けたファーストステップについて	6名

2 用語説明

(順不同)

① 地域福祉活動計画

地域住民、ボランティアなどの住民参画のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動計画を明記し、地域住民と社協をはじめとする関係機関が協働して取り組むものです。

② 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉法人・福祉施設などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

③ 地域福祉推進協議会

小学校区を単位として、地域の各種団体等が中心となり、住民が主体となって地域総ぐるみで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して設立された団体です。天白区17学区すべての小学校区で組織されています。

④ 地域支えあい事業

学区において相談や調整を担う「ご近所ボランティアコーディネーター」が、ごみ出しや電球交換などの「ちょっとした困りごと」を抱える住民からの相談を受け、地域のボランティアを調整して支援していく活動です。天白区では平成20年度より名古屋市の委託事業として2学区（表山・高坂学区）でモデル実施されました。平成23年度山根学区が追加され、平成26年度より『地域力の再生による生活支援推進事業』として事業拡大し、しまだ学区を追加しました。さらに平成27年度に平針南学区、平成29年度に平針北学区、令和3年度に八事東学区を追加し、事業展開しています。

⑤ 重層的支援体制整備事業

令和2年に成立した改正社会福祉法では、市区町村全体の支援機関・地域の関係者が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを断らず受け止め対応する包括的な支援体制を構築するためには、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必要とされ、それを具現化する事業として創設されました。

⑥ 地域支えあいマップづくり

近隣同士の見守り、助けあい活動である「ふれあいネットワーク活動」を進めることを目的に、地域住民の人間関係や支えあい状況を把握するために人の動きや情報を地図上にあらわす取り組みです。主に町内会ごと住民が集まり、見守り活動を進めるための情報交換と共有を行いながら実施しています。

⑦ サロン(ふれあい・いきいきサロン)

身近で歩いて行ける場所に、近隣住民が集まり、みんなで内容を決めて運営していく楽しい仲間づくりの活動です。高齢者が多く集まるサロン、子育て中の親子の情報交換の場になっているサロンなど特徴はそれぞれですが、子どもも高齢者も障がい者も誰もが自由に気軽に集まって楽しく過ごすことが条件です。

⑧ ふれあいネットワーク活動(見守り活動)

地域に居住する一人暮らし高齢者や障がい者世帯、子育て中の世帯など家族以外の支えが必要な人を、地域住民が日常的にお互い見守り、助けあう活動です。ちょっとした困りごとのお手伝いや、必要な福祉サービスへ結び付けることで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

⑨ ボッチャ

性別、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツです。上から投げても下から投げても、あるいは蹴っても自由です。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。障がいによりボールを投げるができなくても、ランプ(勾配具)を使い、自分の意思をランプオペレーターに伝えることができれば参加できます。ヨーロッパで生まれたボッチャは、重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。

3 要綱

第5次天白区地域福祉活動計画策定作業委員会設置要綱

(目的)

第1条 天白区における地域福祉活動を計画的に推進することを目的として、第5次天白区地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)に、第5次天白区地域福祉活動計画策定作業委員会(以下「策定作業委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定作業委員会は次の各号について協議する。

- (1) 活動計画の策定に関する事項
- (2) 活動計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 策定作業委員会は、次の各号に属する策定作業委員30名程度で構成し、区社協会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
 - (2) 第4次活動計画推進員
 - (3) 社会福祉活動に関心のある者
- 2 策定作業委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長及び副委員長は策定作業委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定作業委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 策定作業を円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じてテーマごとの検討を行う「ワーキンググループ」を設置することができる。

(任期)

第4条 策定作業委員の任期は、活動計画の策定をもって終了する。

(会議)

第5条 策定作業委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 策定作業委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定作業委員会の庶務は、区社協事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

第5次天白区地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、第5次天白区地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(役 割)

第2条 推進委員会は、社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置し、第5次天白区地域福祉活動計画（以下「第5次計画」という。）に関する事項について、次の各号の業務を行う。

- (1) 第5次計画の推進に関し必要な事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 推進委員会は、次の各号に属する推進委員で構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 第5次計画策定作業委員
 - (2) その他会長が必要と認める者
- 2 推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、推進委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を掌理する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 推進委員会は、第5次計画に関する事項を企画・実施するために部会（プロジェクトチーム）を設置することができる。

(任 期)

第5条 推進委員の任期は第5次計画の計画期間である令和11年3月末までとする。

(会 議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 推進委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 推進委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

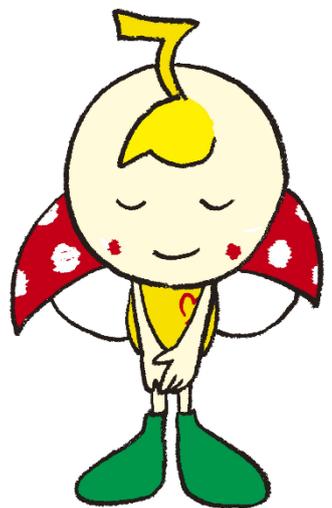
4 委員名簿

第5次天白区地域福祉活動計画 策定作業委員名簿

*委員長 ⇒ ◎ 副委員長 ⇒ ○

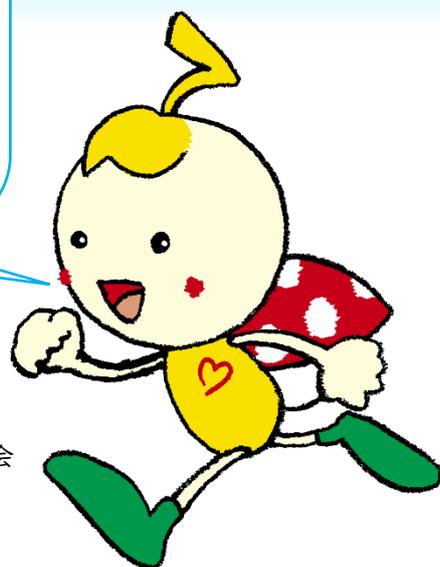
(任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

WG	母体会議	実施項目	委員長 副委員長	策定作業委員(37名)			
				名前	所属	備考	
1	—	(1) 「ちょっとした生活の困りごとを住民同士で解決する地域の相談窓口を増やす」	○	箕浦 隆	平針学区地域福祉推進協議会会長	策定作業委員会 副委員長	
				小中 憲子	原学区地域福祉推進協議会会長		
				山崎 春雄	大坪学区地域福祉推進協議会会長		
				伊藤 邦夫	天白学区地域福祉推進協議会会長		
				横山 和夫	相生学区地域福祉推進協議会会長		
2	—	(2) 「学区における生活支援活動の充実」		浅井 知子	平針南学区地域福祉推進協議会会長		
				加藤 郁夫	山根学区ご近所ボランティアコーディネーター		
				山屋 安正	しまだ民生委員児童委員協議会会長 ご近所ボランティア		
				鈴木 明美	八事東学区ご近所ボランティアコーディネーター		
3	ともいく 部会	(3)「多様な人々の存在に気づき、考える機会づくり」 (4)「ともに生きるための社会的障壁(バリア)をなくそう」 (5)「ボランティア活動のきっかけづくり」 *「ともいく部会」で検討	◎	近藤 優帆	天白区東部いきいき支援センター 見守り支援員		
				菊地 久美	天白子ネット		
				小池 彩那	天白区西部いきいき支援センター		
				近藤 由利	ボイス・ケイン天白 天白わかば 天白ハッピーボイス		策定作業委員会 委員長
				富岡 喜代美	天白区手をつなぐ育成会 ふたばの会		
				松本 眞幸	天白生涯学習センター館長		
				小林 雅行	天白児童館主事		
4	生活支援 部会	(6) 「情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり」 *「生活支援部会」で検討		中村 弘佳	愛知淑徳大学 教授	生活支援部会部会長	
				大西 恵子	表山学区地域福祉推進協議会会長		
				田中英治	山根学区地域福祉推進協議会監事		
				吉田 安子	高坂学区地域福祉推進協議会副会長 高坂学区ご近所ボランティアコーディネーター		
				山田 敬一	平針北学区地域福祉推進協議会会長		
				浅井 正明	平針南学区ご近所ボランティアコーディネーター		
				川原田 啓子	しまだ学区ご近所ボランティアコーディネーター		
				加賀山 暁	天白区役所地域力推進室 係長		
				須藤 祐司	天白区役所福祉課 包括的支援等の推進担当主査	WG5と兼ねる	
				原田 明子	天白保健センター 保健予防課 保健師		
				平野 裕昭	天白区西部いきいき支援センター 見守り支援員		
				陸川 ようこ	天白区東部いきいき支援センター		
				瀬戸口 治	天白区社会福祉協議会 相談支援担当次長		
5	障害介護 連絡会	(7) 「多様な支援機関による協議の場づくり」 (8) 「社会参加に向けたファーストステップ」 *いきいき支援センターと協働 *重層的支援体制整備事業と兼ねる		須藤 祐司	天白区役所福祉課 包括的支援等の推進担当主査	WG4と兼ねる	
				江崎 智哉	天白区役所福祉課 障害福祉係長		
				石黒 誠	天白保健センター 保健感染症係長		
				牧野 幸代	天白区障害者基幹相談支援センター		
				萩野 あゆみ	天白区障害者基幹相談支援センターかけ橋		
				中島 沙代	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山		
				小金井 祐子	なごや子ども応援委員会 天白ブロックSSW		
				伊藤 智幸	天白区西部いきいき支援センター		
橋本 恒作	天白区東部いきいき支援センター						



「天白区地域福祉活動計画とは？」

区民をはじめ、ボランティア、行政・支援機関など
区内で社会福祉に関係する活動に携わっている人
みんなで力をあわせて、天白区の「地域福祉」を
推進するための具体的な活動及び行動の計画だよ！



天白区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
“てんてん”

第5次天白区地域福祉活動計画 てんてんプラン 2024

2024年3月発行

発行：社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会
〒468-0015 名古屋市天白区原一丁目301番地
原ターミナルビル3階
TEL 052-809-5550 FAX 052-809-5551
<http://www.tenpaku-shakyo.com>

この印刷物は再生紙を使用しています。

*「てんてんプラン」は、第1次から第4次までの地域福祉活動計画から引継いだ名称です。

